

宮崎県新生涯学習総合情報提供システム「みやざき学び応援ネット」
情報検索システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、宮崎県新生涯学習総合情報提供システム「みやざき学び応援ネット」の「情報検索システム」に関し、必要な事項を定めるものとします。

(目的)

第2条 「県民情報広場」は、次の事項を目的として運営します。

- (1) 県内の市町村、生涯学習にかかわる団体・グループ、社会教育関係施設等の「講座・イベント」、「団体・グループ」、「講師・指導者」、「施設」等の各種情報を収集してデータベース化し、インターネットを通して県民に公開することで県民の生涯学習を支援します。

(定義)

第3条 この規約において、使用する用語は、次のとおり定めます。

- (1) 利用 「情報検索システム」への情報の掲載及び提供された情報の閲覧をいいます。
- (2) 管理 「情報検索システム」に登録された情報の追加、修正、削除をすることをいいます。
- (3) データ管理者 「情報検索システム」に登録された情報を管理する者をいいます。
- (4) 責任者 データ管理者からID、パスワードの管理及び掲載された情報の管理等を委任された者をいいます。
- (5) 閲覧者 「情報検索システム」に登録された情報を閲覧する者をいいます。

(サービスの内容)

第4条 「県民情報広場」で利用できるサービスは、次のものとします。

- (1) データ管理者は、本システムサービスを使って情報の登録を申請し、登録された情報を管理することができます。
- (2) 閲覧者は、ホームページ及び携帯電話から登録された情報を閲覧することができます。

(データ管理者の登録)

第5条 データ管理者として登録することができるものは、次の者とします。

- (1) 県及び県内の市町村の組織・機関の長
- (2) 県内の学校、社会教育関係施設及び文化施設等の長
- (3) システム管理者が指定した様式により登録を申請し、承認された県内の団体・グループ等の代表
- (4) その他、システム管理者が適当と認める者

(ID、パスワードの発行及び管理)

第6条 システム管理者は、データ管理者にID、パスワードを発行します。

- 2 データ管理者は、責任者を明確にした上でID、パスワードを適正に使用し、管理しなければなりません。
- 3 システム管理者は、データ管理者に通知することなく、ID、パスワードの変更及び削除を行います。
- 4 システム管理者は、本サイトのID、パスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。
- 5 データ管理者は、申請内容に変更があった場合は、速やかにシステム管理者に報告するものとします。

(データ管理者登録の取り消し)

第7条 システム管理者は、会員が次の行為を行った場合は、会員に通知することなく、登録を取り消します。

- (1) 法令、条例等に違反した場合
- (2) 申請時に虚偽の申告をした場合
- (3) 「みやざき学び応援ネット」の趣旨に違反した場合
- (4) その他、システム管理者が適当でないと認める場合

(情報の登録)

第8条 データ管理者は、本システムサービスを利用して、第5条第1号及び第2号に該当する者は別紙様式1により、同条第3号及び第4号に該当する者は別紙様式2により、情報のデータベースへの登録を申請することができます。

2 システム管理者は、申請のあった情報を審査し、「情報検索システム」に登録します。

3 次に掲げたものに当たる場合は、申請を受理することができません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
ただし、入場料等を徴収しているもので、その料金が事業の目的、内容から判断して適正な額である場合を除く
- (3) 金品の寄付、援助、事業への参加等を強要するもの
- (4) 特定の思想・信条の普及・宣伝を目的とすると認められるもの
- (5) 虚偽若しくは正確でない情報
- (6) 「みやざき学び応援ネット」の趣旨に違反するもの
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるもの
- (8) その他、システム管理者が適当でないと認めるもの

(情報登録の責任とその範囲)

第9条 データ管理者は、登録する情報について、個人のプライバシー、名誉、その他第三者の権利を侵害することのないよう十分配慮するとともに、その内容について責任を負うものとし

ます。

2 データ管理者は、「みやざき学び応援ネット」管理・運営要綱等に基づき、登録された情報を適正に管理するものとし

3 閲覧者は登録された情報について、閲覧者の判断と責任において利用するものとし

4 システム管理者は、「情報検索システム」の利用に起因する、データ管理者、閲覧者又は他の第三者が被った損害について一切責任を負いません。

5 データ管理者若しくは閲覧者が、「情報検索システム」の利用によりデータ管理者、閲覧者若しくは第三者に損害を与えた場合又は自ら損害を被った場合、当該データ管理者若しくは閲覧者の責任と費用をもって解決しなければなりません。

6 システム管理者は、データ管理者若しくは閲覧者が故意もしくは重大な過失により、又はこの規約に違反して、システム管理者に損害を与えた場合は、データ管理者若しくは閲覧者に損害賠償を求めることがあります。

(本規約の変更)

第10条 システム管理者は、本規約を随時変更することがあります。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から適用します。

(平成24年3月14日 一部改正)